

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会第115回定例会・会議録

日 時 平成25年1月9日(水) 18:30～21:10

場 所 柏崎原子力広報センター 2F研修室

出席委員 浅賀、新野、池田、伊比、川口、佐藤(幸)、佐藤(正)、三宮、
高桑、高橋(優)、滝沢、竹内、武本(和)、田中、徳永、中沢、
前田、吉野委員
以上 18名

欠席委員 石坂、大島、桑原、佐藤(直)、高橋(武)、武本(昌)、渡辺委員
以上 7名

その他出席者 原子力規制委員会 原子力規制庁
柏崎刈羽原子力規制事務所 飯野所長 吉村原子力保安検査官
熊谷原子力保安検査官
資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所 磯部所長
新潟県 須貝原子力安全対策課長 春日主任
柏崎市 駒野防災・原子力課長 関矢係長 村山主任 樋口主事
刈羽村 堀総務課長補佐
東京電力(株) 長野副所長 新井副所長 嶋田副所長
西田技術担当 黒木第二運転管理部燃料GM
石井環境GM 佐野地域共生総括GM 椎貝地域共生総括G
山本地域共生総括G
(本店) 伊藤立地地域部長
増井原子力耐震技術センター安全調査GM
ライター 吉川
柏崎原子力広報センター 須田業務執行理事 石黒主事
柴野職員 品田職員

◎事務局

それでは、お疲れさまでございます。本日は配付資料の説明をさせていただく前に、委員の皆様にお願いがございますので、その点をお伝えさせていただきます。

第115回定例会議の議事の中に（2）になりますけれども、委員所感表明をいただくことになっております。これを2月6日の情報共有会議に向け、いま一番思うことや伝えたいことなどをテーマとしております。委員の皆様には2分を持ち時間として、今日、お気持ちのほうを述べていただきたいと思いますと思っております。持ち時間の1分30秒で1回のベルを鳴らさせていただきます。2分で2回ベルを鳴らしますので、それで終了という形になりますので、よろしくお願いたします。

また、本日出席の皆様を確認をさせていただきます。先回の定例会でお配りしました原子力防災対策に係る関係資料をお持ちいただくことになっておりますが、よろしいでしょうか、皆様、お持ちいただけましたでしょうか。

それから、オブザーバー、それから報道につきましても、もしない場合は事務局のほうで若干でありますけれども、用意をさせていただいておりますので、お申しつけ願いたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、お配りしました資料の確認をさせていただきたいと思います。まず最初が、「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会第115回定例会次第」になります。次に、「委員質問・意見等」をお寄せくださいということで半紙の紙になります。次に、資料1、原子力規制庁「前回定例会（平成24年12月5日）以降の原子力規制庁の動き」、資料2「原子力規制庁の主な対応（平成24年12月5日以降）」になります。資料3「放射線モニタリング情報」、A4の横長になりますが資料6-1「原子力規制庁提出個票」になります。次に、資料2-1「新安全基準に関する検討チーム等の開催・検討状況」になります。次に、資料1-1、原子力規制庁の「拡散シミュレーションの結果に係る主な変更ポイント」になります。次に、「原子力発電施設周辺地域における防災対策の充実・強化」になります。次に、資料1「緊急時における判断及び防護措置実施の基準等における用語（案）」になります。次に、資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所の資料になります。「前回定例会（平成24年12月5日）以降の主な動き」になります。次に、新潟県原子力安全対策課「前回定例会（平成24年12月5日）以降の行政の動き」になります。次に、新潟県防災局「平成24年度 新潟県原子力防災訓練の概要（案）」であります。次に、柏崎刈羽原子力発電所「第115回「地域の会」定例会資料〔前回12/5以降の動き〕」になります。次に、A3の横長になります。「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ進捗状況（概要版）」になります。次に、東京電力株式会社「新潟県内の各自治体との安全確保に関する協定書の締結について」になります。次に、東京電力株式会社の資料であります、「燃料集合体ウォータ・ロッドの曲がりについて」A4の横長になります。同じく、「低レベル放射性廃棄物の概要について」になります。不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それから、いつもお願いしているところでありますけれども、携帯電話はスイッチをお切りいただくか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。また、傍聴の方、プレスの方で録音される場合は、チャンネル4のグループ以外をお使いいた

き、自席でお願いいたします。委員の皆さんとオブザーバーの方はマイクをお使いになるときは、スイッチをオンとオフにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、第115回定例会を開催させていただきます。会長から、進行をお願いいたします。

◎新野議長

第115回の定例会を開かせていただきます。今年、また年が改まりまして、初めての会になります。年が明けますと、この春で私ども、活動を始めましてちょうど10年を迎えることとなります。昨年から、10年を節目に何かといういろんなご提案があったり、運営委員会で少し協議をしたりしています。まだ、具体的なものはご提示できる内容にはなっていませんけれど、何がしか節目の時期にさせていただければというふうに、運営委員の中ではいい形で何か残したいなという意欲だけは今ございますので、委員さんもこのことに関しては、皆さん同格でいろんな思いがおりだと思っておりますので、またそういう議論ができたり、実現できたらいいなと願っています。よろしくをお願いいたします。

ずっと引き続いて、いろんな課題はこの会の内部にもあるんですが、一つ、毎回、遅くまで議論がどうしても、私の意思もありますし、皆さんの意見を途中で切ってしまうということがやるべきでないというところと、やりたくないというところで、どうしても最後、間延びをすることが多々あります。それでもやはり改善をしていくべきだと思うので、いろんなご提案を受けながら、今年は今回、今日からまず、またチャレンジをしていこうと思うんですが。それぞれの月にご提示している議論内容が発言の中心になることということと、お時間が残れば、そのほかの意見や質問も受けさせていただきたいと思っております。そして時間がない場合には議題が中心となって、25名いる委員が、それぞれの少しずつの意見を重ねていくのがこの会の趣旨ですので、時間配分もそれぞれの委員さんにお任せしますが、ご配慮いただいて、オブザーバーのご協力も得ながら時間内で終了することをまず目指したいなと思っていますので、ご協力方よろしくをお願いいたします。

では、前回からの動きから始めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

◎長野副所長（東京電力）

それでは、東京電力の長野からご報告をいたします。本年もよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料のほうご覧いただきたいと思います。

まず、不適合事象関係でございますが、公表区分のⅠが1件、公表区分のⅢが2件ございました。

公表区分Ⅰの1件は、11月の定例会でご報告をしました燃料集合体、今日、真ん中に模型もございますが、燃料集合体のウォータ・ロッドの曲がりについての続報ということになります。ウォータ・ロッドの曲がりの確認された使用済み燃料集合体を点検した結果、曲がったウォータ・ロッドに隣接する燃料同士の接触及び接近が確認されたこと等についてお知らせをしたものです。本件については、後ほど、お時間をいただいておりますので、詳しくご説明をいたします。

次に、公表区分Ⅲの2件は、けが人の発生が1件、油漏れが1件です。それぞれ概要

を添付してございますので、後ほどご覧いただければと思います。

めくっていただいて、28ページをご覧いただきたいと思います。福島原子力事故の総括および原子力安全改革プラン骨子（中間報告）ということで28ページ以降に報告書を添付してございます。この報告書は、原子力事業者として二度と事故を繰り返さないというかたい決意のもと、事故の原因は事故を防ぐための事前の備えが十分にできていなかったという深い反省に立って、原子力安全改革プランをまとめたものとなっております。ぜひ、ご一読をいただければと思います。

なお、今回の報告書は、中間報告でございますので、近いうちに最終報告を取りまとめる予定でございますので、いずれ定例会のほうでお時間をいただいて、ご報告をさせていただきますいただければと思っております。

次に、本日、新潟県内の28自治体と安全確保に関する協定書を締結しております。本日の締結でございますので、別とじの資料となっておりますが、ご覧いただきたいと思っております。締結した協定書の内容でございますが、昨年2月に締結した通報連絡協定の内容を引き継ぐとともに、平常時における相互の連携を図るための連絡会の設置及び現地確認、損害の補償等の条項を新たに追加したものとなっております。

1枚めくると、概要が添付してございます。3ページ目に協定書本体も添付してございますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に、ウォータ・ロッドの曲がりについてご説明をいたします。その後、引き続きご質問をいただいております低レベル放射性廃棄物の概要について、その後、最後に福島第一の状況について、順次ご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

◎黒木第二運転管理部燃料GM（東京電力）

それでは、燃料集合体ウォータ・ロッドの曲がりにつきまして、発電所の黒木よりご説明させていただきます。よろしく願いいたします。

本日は、これまでに見つかった状況、それから、この事象の原因と推定しておる事項、それからあとは今後の予定につきまして、ご紹介させていただきたいと思っております。

まず、現在までにわかっております状況でございますけれども、燃料集合体、こちらにございますとおり、縦4.4メートルという長物でございますけれども、本日、短尺の模型を用意しておりますので、こちらも用いながらご説明させていただきたいと思っております。

こちらの燃料集合体自体4.4メートルございまして、ウォータ・ロッドの曲がりが見つかったんですが、ウォータ・ロッド自体、集合体の中のほうに入っている部材でございますので、実際、普通、表面に燃料棒がございまして中は見えないんですが、このような形のものでございます。ちょっと回しながらご説明させていただきますと、要するに上のほうが多少細くなっておりまして、真ん中ぐらいがまた太くなっておりまして、一番下がまた細くなっておると、こういうような部材でございます。

こちらなんですけれども、実際のところ、集合体、もともと4.4メートルございまして、大体このウォータ・ロッド自体、上のほうの細い部分が30センチ弱ぐらい、それから真ん中のほうの太いところが大体3.4メートルぐらいございまして、一番下の細いところが大体40センチぐらいあると、こういったようなものでございます。

こちらが、この細い部分が曲がっておったということでございまして、通常、曲がっ

ていない状態ですと、こちら正常な状態と書いてあるとおり、燃料棒の真ん中に黒く影のように見えておりますが、こちら通常ですとこの部分に見えるということでございます。ところが、今回、大きく曲がっておりますのは、特に上のほうが曲がっておりますが、このように左側に大きくくの字のように曲がっておりますといったところが確認されたと。

それから、もう一つ、下のほうにつきましても、向こうが透けて見えるような曲がり方をしておると、こういったところがわかったということでございます。こういったような曲がりが見つかっておりますのが、5号機で18体、そして2号機で2体ということでございますから、合計で20体ほど見つかっておるということでございます。

こちらの燃料集合体、曲がっておったものにつきましては、平成6年から平成15年のいずれかの期間に使っておるというものでございまして、その後、使用済み燃料プールで保管しておるんですけれども、いずれにいたしましても、その期間にわたって、放射性物質の漏えい等の問題は確認されていないと、こういうことでございます。

では次です。こういった20体ほどの曲がりが見つかってございますけれども、このうち、曲がり大きいもの、小さいものいろいろございますけれども、曲がり特に大きいやつについて、大体、曲がり同じような形でございますから、代表的なものについて2体ほど、ファイバースコープを入れて精細に見てございます。

わかったことといたしましては、先ほどご紹介ございましたけれども、燃料棒同士が接触しているというような状況が見つかったということでございます。ウォータ・ロッドの特に上のほう、大きく曲がっておりますが、断面図で見ますと、赤い丸で書いてございますが、これがウォータ・ロッドでございますが、そのウォータ・ロッドが右のほうに大きく曲がりまして、結果、燃料棒Bというものに当たっていると。

これは上からのぞいてもそのように見えておるんですが、このBがどういう状況であるかといったところ、ファイバースコープで精細に見ますと、右側の列にございまして、だんだん間隔が狭くなってまいりまして、真ん中ぐらいでほぼほぼ接触しておると、間隔がなくなっておるといったところが観察されているということで、この燃料棒は完全に接触しているといったところが確認できたということでございます。

ただ、この接触している部位自体は、燃料ペレット、もともとこの燃料集合体、上から下までペレットがいっぱい詰まっておるわけではございませんで、上のほうには核分裂で出てきたガスをためるところがございまして、つまり、この領域にはペレットが入っていないんですが、ペレットが入っていないところは当然ながら発熱しておりませんから、仮に接触していたとしても、そこから熱を除去するという意味合いで考えれば、問題がないといったところでございます。接触しているということ自体は、燃料の健全性に影響を及ぼすものではないと、こんなふうに評価されておるところでございます。

そのほかにも、ウォータ・ロッドに水を通すための穴があいておるんですが、もともとこれ、中空の管でございまして中に水を通しておるんですが、この穴が上から下にぐしゃっと潰れているといったところも観察されてございまして、そういったところもろろ考えますと、このウォータ・ロッドが曲がったというのは、上から力が加えられてその結果として、いわゆる座屈のようなモードで曲がったのであろうと、そういったところがわかったということでございます。

では、一体どういう形で外力が加わったのか、つまり座屈に至ったのかといったところの評価をしたと、推定をしたといったところが次のものでございまして。ウォータ・ロッドに曲がりが見つかったもの20体ほどございますけれども、これらに幾つか共通点がございまして。一つが、フィンガスプリングといったものが部材がついておる燃料集合体であるといったところでございまして。

すみません、こちらの単尺模型はフィンガスプリングがついているものが手元にございませんでしたので、フィンガスプリングではないんですが、フィンガスプリング自体、ここについておりまして、少し出っ張ったような形でございまして。下に絵がございましてけれども、ちょうどこの部分に出っ張った形になっておりますから、この上にチャンネル・ボックスをはめようといたしますと、このぐいと押してあげないと中に入らないということになっておりまして。この力の加え方を誤りますと、燃料集合体のほうに力をかけてしまうおそれがあるといったところが考えられるということでございまして。

次が、この燃料集合体なんですが、チャンネル・ボックスをつける作業を水中で行っておるといったような特徴がございまして。通常、これ新燃料ですと、チャンネル・ボックスをつけるときには、気中で行います。チャンネル・ボックスはあちらにあるんですが。実際、燃料集合体にはこのようなチャンネル・ボックスをこのようにかぶせて使用してございまして。実際もっと長くて、下まであるんですけども、このような形でつけるんですけども。

通常は気中で行いますと上のほうで作業員もいますし、下のほうにも作業員がいますし、慎重につけるといった形をとるんですけども、これ、水中でつけておったということで、少し作業方法に問題があったのではないかとといったところを我々として推定しておったというところでございまして。

その水中作業の話が次のページにございまして、実際、こちらの作業を行ったのが平成8年より前の作業でございましたので、この当時どんな作業を行ったかといったところの調査を行ったということでございまして。この当時、水中作業を行うときに、下のほう通りにくいものでございましてから、かつ水面下2メートル以上のところから作業をするといったところで、若干、不自由な状態で作業をするといったところでございまして。その結果として、一旦、よいしょと持ち上げて、えいっとこんな形で落とし込むとか、いろいろ力を加えるために作業を行っていたといったところが実情としてございまして、その結果、燃料集合体に荷重がかかったのだろうといったところは見えてきたということでございまして。

実際、どんな形の作業をしておったかといったところが、下の①②③、こちらが曲がりに至った推定メカニズムでございましてけれども。①とか②で、黒い線で書いておりますが、これ、チャンネル・ボックスでございまして。チャンネル・ボックス自体、こんな形でございまして、この三角形の部分、ここにこういうふうにかけて、それで取り扱おうと、こういった形をしております。

それが上のほうに刺股のような道具がついておりますが、それがこうやって取り扱うというやつです。これを取り扱って中に入れるわけですが、先ほどのように入れるんですが、チャンネル・ボックスはこの上部タイ・プレートのコーナーポストと呼ばれているこの部分ですね、この部分に乗っかっている形になってございまして。

ですから、チャンネル・ボックスを勢いよく落としていって、下のフィンガスプリングのところをぐいと抜けて、勢い余ってここにガツンと当たるといことがおこりますと、この上部タイ・プレートは下にばねがいっぱいついておりますが、このばねで支えているだけのものがございますから、これがぐいと下に押し込まれると、こんなことが起こるといのが②でございます。

押し込まれますと、これ、ばねがついていて非常に見づらんですが、実際ばねを取り外してみますと、③のようにあるように、実は途中から太くなっているという段付き部がついてございまして、段付き部のところにガツンと当たると、こういったことになると。そうすると、ウォータ・ロッドを上からぐいと押すことになりますので、結果として曲がったのだらうと、こんなふうに推測しておるといことでございます。

この作業方法自体は、実はかなり昔からやっておって、平成10年までずっと続けておったといものございまして、じゃあ、何で始めたんだといことになるんですが。実は、導入当初の燃料設計に関しましては、仮にこういうようなことをやっても特段、部材に影響を及ぼすといったところはなかったといったところであるんですが。燃料設計がだんだん変わっていくうちに、この高燃焼度8×8と呼ばれる型式のものに関しては、同じようなことをするとダメージを与えてしまうと、こういったところがわかっていといことございまして。

実は、平成10年にそういったところに認識いたしましたので、作業方法自体はもう既に変えてございます。ですので、これ自体、現在、行っていない作業方法ではございますけれども、当時、これを今回曲がったのを確認いたしましたのは、かなり前の燃料でございますので、そういった作業をしておったとい履歴のものでございましたといことです。

今まで申し上げたところが、大体、今までのところの調査状況でございますが、では、この先どういような形で調査を進めてまいりますかといったところが、この5ページになってございます。3本柱で今、考えてございまして、一つはモックアップ試験、それから次が安全解析に及ぼす影響評価、それから最後が外観点検といったような形の3本柱でございます。

まず、モックアップ試験でございますけれども、やる目的でございますが、これ、チャンネル・ボックスをえいっとつけたことで、それで力が加わって曲がったんだらうといのが、今の我々の推定でございますけれども。実際のところ、チャンネル・ボックスをくっつけるときにどれぐらい力がかかるのかとか、あるいはウォータ・ロッドを曲げるためにはどれぐらい力が必要なのか、それが本当にその作業で曲げることがあり得るのかといったところを、検証してまいるといところが目的でございます。

やる内容といたしましては、二通りのパターンがございます。一つは、上と下を切った部分長のものを使って試験を行うといったところ。それからあとは、実際、全長4.4メートルあるものを使ってやるといものございまして、この結果を組み合わせで評価してまいるといことです。

それぞれ何を考えているかといいますと、まず、部分長のものに関しましては全体コンパクトでございますので、かなりいろいろ条件を変えて評価することができます。したがって、いろいろデータがとることができるといことです。ただ、問題点は、そも

そも本来の形ではないので、完全に本来の状態を模擬することができないと。

一方、全長のものに関しましては、完全に本来の形でありまして、かつ水中でやりますので、全く現実を模擬した形になると。ただし、水中であるがゆえに、それほどいろんなものが計測できるわけでもないといったところがございまして。ゆえに、二つを組み合わせて漏れなく見ていくということとございまして。

実際、実物大のものに関しましては、実際、昔やっておった作業を完全に模擬してやろうと思っておりますので、終わった後、全体をばらしてみまして、ウォータ・ロッド以外にほか壊れていないかといったところも考えまして、網羅的に調査してまいると、そういうことを考えております。

次が、安全解析に及ぼす影響の評価ですが、こちら原子力規制委員会さんのほうで非常にご関心のあるところとございましてけれども、今のところ、通常運転時の原子炉の特性等に及ぼす影響について評価しまして、今、影響は小さいだろうといったところを捕まえておるところとございまして、今後、過渡解析・事故解析、必要などころをどんどん評価いたしまして、最終的にはご報告させていただきたいと思っておりますとございまして。

最後、外観点検とございまして、こちら水中作業でチャンネル・ボックスの脱着を行った燃料を対象としたものでございまして。二つございまして、一つは、まず、今後使用する可能性のある燃料、予定されている燃料につきまして、こちらは全数、水中作業したのものに関しては確認してまいります。水中作業を行ったもの、全体の燃料の中で187体とございまして、これを全部見ていくということとございまして。

その結果として、仮に異常が見つかりましたら、それは当然使えませんので、異常のないものを確実に使っていくということとございまして。ただし、水中作業を行っているといましても、全て作業方法を見直して以降の作業とございまして、我々としてはリスクが低いら否かと考えておるところとございまして。

次に、使用済み燃料プールに保管中の燃料とございまして、こちら多数とございまして、水中作業を経験したものが約2,000体弱といったところとございまして。これらの燃料につきまして、いろいろ水中作業を行っているといっても作業方法を見直し前だったり、見直し後だったり、あるいは燃料設計もフィンガスプリングがついていたり、ついていなかったりと、いろいろ設計などもございまして、まずそれらを全部グループ分けします。グループ分けした上で、それらのグループからそれぞれサンプルをとりまして、見ていくということとございまして。

何をしたいかといましますと、我々、推定原因がこの水中作業でフィンガスプリングがついているやつが怪しいと思っておりますが、グループ分けしていろんなものを見ていきますと、違う要因のやつがこれで曲がっているということがわかりますと、我々の推定が誤っていたということになりますので、そういうことではないということを確認したいというのが、この外観点検の目的とございまして。

こちら、体数がかなり多いということもございまして、本年6月ぐらいまでかけて、順次各号機、全て見ていくということとございまして。

私からは以上です。

◎石井環境GM（東京電力）

続きまして、質問のありました低レベル放射性廃棄物について、説明させていただきます。私、東京電力の石井と申します。よろしくお願いします。

まず、最初に放射性廃棄物の全体像について、説明させていただきます。放射性廃棄物は、気体・液体・固体とありまして、気体は主に主蒸気の中に含まれているガスが復水器に行って、復水器に出た後のガスを活性炭ホールドアップ装置で放射能を減衰させて、フィルターを通して排気筒から放出すると。あとは、建屋の換気もフィルターを通して排気筒から放出するというので、これは排気筒モニターで連続監視しながら、放出しております。

あと、液体については、ろ過・脱塩とか、蒸留することによって再使用するんですが、余剰分の水が出た分については、放射能レベルが十分低いことを確認した後、海に放出しているということになります。

今回、質問のあった固体の廃棄物についてはどういうものかということ、定検等で取りかえ部品などの不要になったもので、管理区域の中で廃棄しようとするものを放射性の固体廃棄物としております。それは今、全てドラム缶詰めをしておりますして、固体物貯蔵庫に保管しております。

発電所では、低レベル放射性廃棄物しかなくて、高レベル放射性廃棄物というのは、再処理施設から発生するものになっていきますので、発電所では低レベル放射性廃棄物なんですが、その中でも放射能レベルの比較的高い廃棄物と、放射能レベルの極めて低い廃棄物まであるわけです。

それで、例えば高いものとしては、使用済みの制御棒とかいうのがありますし、今回、青森県六ヶ所村の日本原燃の低レベル放射性廃棄物埋設センターというところに搬出している廃棄物は、さっきも言いましたとおり定検等で放射線管理区域内、汚染のある区域で交換したバルブ、配管保温材や不要になった資機材、材質としては金属とかコンクリートとか、塩化ビニールとか、そういうプラスチック類があります。例としては、配管バルブの部品、それから設備改造に伴い発生したコンクリート、ケーブルの芯線、空になったスプレー缶と、そういうのがあります。ということで今回、今まで昭和60年に1号機が運転開始して以降、固体廃棄物貯蔵庫に全て放射性固体廃棄物を貯蔵してきましたんですが、今回11月に初めて六ヶ所村に搬出しております。

それで、発電所のどこに固体廃棄物貯蔵庫があるかということ、大体、発電所の北東のこの辺にあるわけですけども。単にドラム缶に入れたそのものは、すぐには六ヶ所には搬出できません。六ヶ所に搬出するための処理をする建屋が、固体廃棄物処理建屋というのが連なって建っております。

これが、固体廃棄物貯蔵庫での保管状況になります。実は、中越沖地震前は、こういう平パレットでドラム缶を貯蔵していました。ところが、中越沖地震でこういうふうに崩れましたので、耐震対策として転倒防止架台という、我々、商品名でネステナーと呼んでいるんですけども、その転倒防止架台にドラム缶を設置することによって、耐震で1,500ガルまで耐震で耐えられる設計になっているんですけど、全て平成22年にこれを耐震対策としては終了しております。ということで、ドラム缶の移動はフォークリフトを使って、こういうふうに貯蔵しております。

じゃあ、放射性廃棄物の保管容量はどうかということ、全部で4万5,000本のドラ

ム缶を保管できる容量になっておりまして、今、11月現在で3万2,250本のドラム缶が保管されております。それで、さっきも言いましたとおり、そのままでは六ヶ所に持っていけないので、処理をする建屋として、平成23年11月30日にその建屋ができて、平成23年12月1日から固体処理建屋で処理を開始しております。

その処理建屋の概要について説明させていただきますと、実は六ヶ所に持っていくためには、分別をする必要があります。実は、ドラム缶の中に、次のシートで見せるんですけどビニール袋に入っているドラム缶、それから廃棄物、それから実は六ヶ所に持っていけない廃棄物もあります。例えば、アルミニウムなんていうのは、モルタルを実は詰めるんですけど、モルタルと反応して水素を発生しますので、アルミニウムのは持っていけないので、そういう分別する作業がここでどうしても出てきます。ここで可燃物と六ヶ所に持っていく廃棄物、それから六ヶ所に持っていけない廃棄物を分別します。可燃物は、うちの発電所の焼却炉で焼却することになります。

そういう分別を収納した後に、モルタルを充填して固定化します。これ、六ヶ所に持っていくとそれなりの荷重がかかりますので、ある圧力以上に耐えられるようにするために、モルタルを充填します。モルタルを充填した後に、一時、また貯蔵庫に持ってきて、そして検査をやります。そのドラム缶の検査は幾つかあります。表面の線量とか、汚染密度とか、中の放射エネルギー、あと外観という検査をした後にコンテナに詰めて船が来たときに、うちの港に持って行って船積みして六ヶ所に持っていくという、こういう流れになります。

これが分別エリアの様子を写している写真になりますが、大体ドラム缶の中にこういうビニール袋と一緒に入っているものもありますし、そのまま廃棄物が入っているものがあります。基本的に、定検で使用した資機材とか、ここにちょっと配管が写っているんですけど、あとは資機材なんか写っています。それから、こっちも大体、資機材が写っています。

あと、これは設備改造に伴ってはつったコンクリートで不要になったもの。それから、これは金属の板だと思えますけど、こういう定検で使用して不要になったものが、このドラム缶の中に入れるんですが。実は、これはドラム缶の色が違ってまして、ちょっと小さなドラム缶を、要は減容できるものはこの小さなドラム缶に入れて潰すんですね。プレス機で潰して、潰したものがまた黄色いドラム缶に入れて、減容したその後に、ちょっとここ見えづらいかもしれませんが、モルタルを入れて乾かすということになります。そういう作業をしております。

それで、そのモルタルを詰めたやつを、我々は廃棄体、充填固体化と呼んでいますけども、そのドラム缶を検査で合格したものを今度は、このコンテナ、輸送容器に入れます。この輸送容器に、1個に8個のドラム缶が入るんですけども、入れてふたをするということになります。

それで、船が来たときに、構内輸送して船積みをします。これ、構内輸送をしているときの写真ですが、トレーラーに積むときの写真ですね。フォークリフトでこのコンテナを載せているところ、それからこれは青栄丸という船の船載クレーン、船側のクレーンでコンテナをつり上げて船の中に船積みするという様子です。

これが、低レベル放射性廃棄物を運ぶ専用の輸送船、青栄丸というんですけど、全長

約100メートル、幅が16メートルということで、積載重量が約3,000トンということになっています。この船は、船体の底面や側面を二重構造とすることで衝突等に備えていることや、あるいは船倉を鋼板やコンクリートで囲むことにより、放射線を十分に遮へいする設計となっております。

最終的に、六ヶ所へ持っていったときは、ピット処分と我々は呼んでいまして、ここにベントナイト混合土と書いてありますけど、これは水を通しにくくて、万が一放射性物質が漏れても吸着しやすい物質になっているということで、六ヶ所はそれなりの、またピット処分の安全対策をもとに、こういうふうに埋設処分するということになっています。

説明は以上です。

◎増井原子力耐震技術センター安全調査GM（東京電力）

それでは引き続きまして、東京電力本店、増井と申します。よろしくお願ひいたします。

お手元の「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ進捗状況（概要版）」というA3の資料に基づき、ご説明をさせていただきます。いつものように、図表、写真を中心にご説明をさせていただきます。

まず、1/3、1枚目でございますけれども、右下に写真がございますので、こちらをご覧ください。昨年9月に3号機で使用済み燃料プールの中に、がれきと申しますか、鉄骨を誤って落としてしまったという事象が発生しております。左側がその使用済み燃料プールを上から見た写真なんですけれども、非常に見づらいなんですけれども、がれきが回りにありまして、右上側のところに青いものがあると思います。これが、鉄骨をつかむための治具でございます。この先をよく見ると、はさみようになっていて、ちょうど鉄骨を、まさに水面から抜き出しているという状況でございます。右側が鉄骨を取り出した後の鉄骨でございます。首尾よく鉄骨が抜き出せたという状況でございます。

これに当たりましては、モックアップ試験と申しまして、同等の重さ、形状を持っている鉄骨の模擬材を用いまして、それを何度かつかんで、ちゃんとつかめるかということの確認を行った上、この作業を行ったものでございます。

引き続きまして、2/3ページでございますが、図2ということで、共用プールにおける燃料等の点検概要でございます。現在、4号機の使用済み燃料プールで、これから使用済み燃料を取り出していこうということで、燃料を取り出し用のカバーを設置しているところでございます。

取り出した燃料は、この共用プールと言われる設備にまいります。受入に問題がないかということを確認するために、まず現在、このプールに保管されている燃料の外観の検査を行います、というのは左の写真。その真ん中は、受け入れる入れ先の燃料ラックに破損や変形がないかということを確認するというのを、カメラを用いて確認するという作業を現在、行っております。

引き続きまして、この下に図3というのがございますけれども、2号機、ベント管下部周辺調査結果ということでございます。また、左側の写真からご説明をいたしますけれども、左側にPCVと書いておりますけれども、格納容器のドライウェルと言われる箇所でございます。右がS/Cと書いてあるのが、これが圧力抑制室ということで、大

量の水が保管されているプールだとお考えください。

P C Vと書いている側、万一蒸気でありますとか、水が漏えいしたときに、このベント管というところを通じまして、プールの側に逃げて行って凝縮をすることによって圧力の高まりを抑えるという機能がございます。このベント管は、福島第一のタイプだと8本あるんですけれども、ここがちょうど接続のところ、左側の①、②、③と書いているところ、ここに事故で損傷がなかったかということを確認するために4本足のロボットを使って調査を行っております。

1本目の調査の結果が、こちらの右の3枚の写真でございます。それぞれ丸で書いてあるところ、①、②、③というのが左側の写真に該当しております。1本目が見たところ破損等はないということが確認されました。しかしながら、2本目の調査を行おうとしたところロボットがちょっと不具合を起こしまして、現在、調査を中断しております。今後の対応等について検討しているところでございます。

引き続きまして、次の右半分側でございますけれども、こちらは発電所の中にがれきはまだ相当量がございますので、これは覆土式の保管設備の中に入れるという作業を行ってございます。

まず、地面に穴を掘りまして、水が通りにくい遮水シートというのを敷きまして、その中にがれきを封入して、その上に土をかぶせると。その土をかぶせた状態のものが、左の写真でございます。この状態だと上から水が入ってきますので、さらにこの上に遮水シートをかぶせてあって、この上にさらに1メートル以上の土を盛ってやるということを行う予定にしてございます。

引き続き、3 / 3 ページでございますけれども、左半分が冷温停止状態確認のためのパラメータということで、上から1号機、2号機、3号機、左から原子力圧力容器まわりと、ドライウェル、いわゆる格納容器の中の雰囲気温度ということになります。それぞれ、若干ばらつきがあるものの、全て100度を安定的に下回っているというふうに考えてございます。

2号機と3号機に関しましては、12月17日のところに注水量の変更というものがございますけれども、これは気温が低下してきたということで、注水を若干、量を減らしております。減らした後、少し温度が上がっておりますけれども、引き続き安定している状態だと考えております。

最後に、3 / 3 ページの右側でございますけれども、1～3号機の原子炉建屋から放出されておりますセシウムの量を評価したものでございます。これは合計で下のテキストのところに書いてございますけれども、1時間当たり0.1億ベクレルというふうに評価をしてございまして、この放出量が1年間続いた場合の被ばく線量というのが0.03ミリシーベルトというふうに評価をしてございます。こちらに関しましては、前月と変化がないという状況でございます。

本資料の説明は以上でございます。

◎長野副所長（東京電力）

以上でございます。

◎新野議長

ありがとうございました。

原子力規制庁のほうからお願いいたします。

◎飯野柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

こんばんは、規制庁の柏崎刈羽規制事務所の飯野でございます。今年もよろしくお願
いします。

規制庁から、本日8種類の資料をお配りしております。一番最後の資料は、この後、
原子力防災が議事になっておりますので、そちらのほうでご説明させていただきたいと
思います。

まず、資料1でございますけれども、柏崎刈羽発電所関連の規制庁のこの1カ月の動
きということで、四つほど記載させていただいております。1番と、それから3番、4
番が、先ほど、東京電力の黒木GMのほうからご説明があった燃料集合体の接触とか、
ウォータ・ロッドの曲がりの件でございます。

1番目が、先ほどご説明あったとおり、昨年12月12日に法律に基づく報告を受け
たというものでございます。それから、その報告を受けまして、3番目ですけれども、原
子力規制委員会で、INESの暫定評価を行ったということで、こちら書いてあるとお
り、深層防護の劣化が認められるということで、INESのレベル1、レベル7まであ
るんですけれども、レベル1の「逸脱」と暫定評価しております。

それから、4番目が今年1月7日、おとといなんですけれども、11月28日に東京
電力を含みますBWR事業者に対しての、同様の事象の報告を指示しておりまして、東
京電力を含む各社から報告を受領したということでございます。関連の資料をつけてお
りますので、またご覧いただけたらと思います。

それから、2番目なんですけれども、昨年12月12日に東京電力で事業者防災訓練
を行っておりますけれども、この際に原子力規制庁と、それから原子力安全基盤機構、J
NESが、来年度から事業者訓練を評価するということが法律上、行うこととなります
のでその試行を、これは全国で初めてなんですけれども、柏崎刈羽発電所において行っ
たということです。これは今回初めての試みということになりますので、東京電力とも
意見交換を行いながら、実際、訓練に対するチェックシートを使ってチェックをしてみ
て、その後、翌日に振り返るといふか、反省会のようなものを東京電力さんにも参加し
ていただいて行ったということです。その議事要旨を5ページ目以降につけております。

これは前回も安全文化の関係で、東京電力との意見交換についての議事要旨をご説明
しましたけれども、透明性の一環としまして、こういった取り組みについては議事要旨、
それから使用した資料等について公表していくということで。内容についてはご覧いた
だきたいと思っておりますけれども、少しまだ改善の余地があるというところが、特に22ペ
ージ目に振り返りの際の議事要旨が書いてありますけれども、少し改善の余地があるとい
うことになっております。

資料1につきましては、以上でございます。

それから、資料2でございますけれども、福島第一原子力発電所関連ということで、
今回、2点資料をつけておりますけれども、一つ目が12月6日に原子力規制委員会に設
置された特定原子力施設監視・評価検討会というのがありまして、こちらの検討会が福
島第一原子力発電所の現地調査を実施しまして、その模様が昨年12月21日に行われ
ました第1回会合で報告されたということで、その模様の資料を添付しております。

規制庁からは、山本審議官とそれから金城、これは現在、東京電力の福島原子力発電所事故対策室長をやっておりますけども、以下9名が現地を調査したということになっております。後ほど、ご覧いただけたらと思います。

それから、もう1点が、昨年12月25日ですけれども、政府事故調と、それから国会事故調で提言を受けた政府の取り組みについて、フォローアップを行う有識者会議というのが設置されておまして、これは前回、設置についてはご紹介いたしましたけども。第2回会議がこの日に行われておまして、年明けて今年もまた引き続き行われるんですけども、各政府の機関の取組状況をヒアリングするということで、この12月25日には原子力安全規制がテーマということで、規制庁それから環境省のヒアリングが行われております。

その模様が別紙になりますけれども、資料3の次の「原子力規制庁提出個票」という横の紙なんですけども、これを用いまして規制庁のほうから。これを見ていただくと、事故調の提言内容がまず最初に書いてありまして、それに対しての対応状況というのが書いてあります。こういうのが提言に沿ってずっと続くわけですけども、実際にはこの後に17ページからパワーポイントでツーアップですけども、説明資料がついておまして。この説明資料に沿って説明が行われています。

中身については新しい原子力規制委員会、規制庁の組織についてというところ、それから安全規制、それから福島第一原子力発電所対応、そして原子力防災ということで。原子力防災につきましては、今回ヒアリングの対象外で、また今年になりまして行われる第3回のこの検討会の中でヒアリングを受けるということになっております。また後ほどご覧いただけたらというふうに思います。

福島第一原子力発電所関連は以上でございます。

それから、資料3が「放射線モニタリング情報」で、これは規制委員会の発表資料、それから文科省の発表資料、あわせたものをつけておりますので、後ほどご覧いただけたらと思います。

それから、資料番号が今日ばらばらで申しわけないんですけども、資料2-1と書いてある「新安全基準に関する検討チーム等の開催・検討状況」というのがあります。今、原子力規制委員会では、今年7月の安全基準の見直し、それから防災ですね、3月18日までに地域防災計画をつくるという施行記述になっておりますけども、これに向けて各種検討チームが今、立ち上がっております。

その検討チームの検討状況について、まとめた資料でございまして、最初のところが新基準の検討チームというところの状況であるとか、あるいは5ページ目のところには、地震・津波の基準策定の検討チーム、検討状況。これは、いずれも今年7月に基準をつくるために1月中に骨子案を取りまとめて、パブリックコメントをかけるという予定になっておまして、その後、実際の規則をつくって、またパブリックコメントをかけた上で7月に公布・施行というような流れで、今、急ピッチで進んでいるというものでございます。

それから、11ページ目からが防災の関係でございます。防災については、今申し上げたとおり、地域防災計画を3月18日までを施行期日として、今、地元でも検討が進んでいるというところですけども。ポイントは防災指針にその中身、基準等を反映して

いくというところで、この11ページ目の1ポツの事前対策等の検討チーム、これはご存じのとおり、EALとかOIL、これ、後の議題で少し紹介しますが、その検討しているチーム、それからもう一つが12ページ目に緊急被ばく医療ということで、これはヨウ素剤の服用とか、そういった検討しているチームの検討状況がまとめてあります。ほかにもありますけども、また後ほど、ご覧いただけたらというふうに思っております。

それから、次の資料ですけども、資料1-1ということで、拡散シミュレーションの変更ポイントということで、これは少し皆さんもよくご存じかと思っておりますので、省略させていただきますけども。昨年発表して、発表の仕方も少し問題があったんですけども、その後、誤りがあって、その後、総点検を行った上で変更しましたということです。

柏崎刈羽、新潟県のところも一部気象状況の取り扱いを全国統一にするために、若干変更はあったんですけども、大きな変更にはなっておりません。これで、ほかには誤りはないということになってございます。これも後ほどご覧いただけたらというふうに思っています。

それから最後ですけども、横紙で2枚紙をつけております。政権が変わりまして、今、予算について組みかえ作業をしているということで、平成25年度の予算の概算要求と、それから今年度の補正予算を今、検討しているということでございまして、順番が逆だったんですけども。3ページ目を見ていただきますと、予算の全体が書いてありまして、これを上の部分が25年度の予算の概算要求額で、主なところなので、これ以外と全体を足しますと817億円ということで、これは今年度の当初予算額が485億円ですから、大きく予算額が増えているということです。

それから、補正予算については下のところ24年度補正予算ということで、足しますと129億円なんですけども、これも現在、要求しているということで、補正予算の内容が1枚目の横紙のパワーポイントということで、特に発電所施設周辺地域の防災対策の充実強化というところで、ここに補正予算を組んでいくということになっております。

少し駆け足になりましたけども、規制庁からは以上でございます。

◎新野議長

資源エネルギー庁さん、お願いいたします。

◎磯部柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁事務所の磯部でございます。今年もよろしくお願いいたします。

資料は、1枚配らせていただいておりますが、右肩に資源エネルギー庁と振ってある1枚紙をご覧いただきたいと思っております。

ご承知のとおり、昨年の選挙で政権が民主党から自民党にかわったということがございまして、原子力・エネルギー政策の議論の進め方については、大幅な見直しが行われることになろうかと思っております。

この資料の一番下、その他の12月26日のところがございますが、「行政刷新会議の設置について」等の廃止（閣議決定）とございます。国家戦略会議や戦略会議の決定に基づいて設置されておりましたエネルギー・環境会議があわせて廃止されたと報道されております。エネ環会議の中でエネルギー・環境戦略についてこれまで議論が進められてきておりましたが、エネルギー・原子力政策見直しの今後の進め方については、現

在まだはっきりした方向性が見えない状況になっております。

エネルギー基本計画の見直しは、これまで経済産業省の総合資源エネルギー調査会の基本問題委員会で議論が進められてきております。今後も、従来どおりこの場で議論が進められることになろうかと思いますが、この1カ月間、エネルギー基本計画についての議論は行われておりません。エネ環会議がこういう状況になっておりますので、この総合エネ調の議論につきましても、議論の進め方については若干の見直しが行われることがあろうかとも思います。昨年選挙において、自民党はそのマニフェストの中で、遅くとも10年以内には電源構成のベストミックスを確立するとしておりますので、今までの民主党政権の考え方よりも少し長い時間軸で議論が行われていくことになる可能性があると思われまます。

二つ目の電力システム改革戦略につきましては、12月6日に1回、会議が開催されておりますが、これについても若干の影響が及んでくるのではないかと考えられます。

それから、三つ目の原子力委員会の見直しのための有識者会議ですが、これについてもエネ環会議の革新的エネルギー・環境戦略に基づく有識者会議で議論がございました。最終的には、12月18日に原子力委員会の見直しの基本的な考え方が決定されておりますが、政権が変わっておりますので、ここで基本的な考え方が五つの選択肢として示されておりますが、今後また新しい考え方でこの原子力委員会の見直しについては議論が行われることになると考えられます。今朝の新聞報道によりますと、山本一太担当大臣（科学技術政策担当）は、原子力委員会の役割を議論するところから議論を始めたいというふうに述べていますので、また一からの議論が行われる可能性もあろうかと思われまます。

それから、次のもんじゅの研究にあり方については、12月11日に文部科学省の部会が開催され、中間的な論点の取りまとめが行われているところでございます。

それから、一番下のその他でございますが、原子力委員会が原子力政策大綱の議論は既に中止・廃止しておりますが、重要な課題については見解を述べていくというふうに決定しております。この1ヶ月の間に三つの見解が公表されております。「今後の高レベル放射性廃棄物の地層処分に関する取組」、これは日本学術会議の提言を踏まえて、高レベルの地層処分についてどうするかということをもとめているものでございますが、国民とのコミュニケーションが不足しているということや、国がもっと前面に出るべきということなどを指摘しております。その下には「国民の信頼醸成に向けた取組」、一番下には「今後の原子力研究開発の在り方」についてが見解としてまとめられておりますが、この二つ目の「国民の信頼醸成に向けた取組」の見解の中では、この地域の会のこういった情報共有のあり方が一例として取り上げられているところでございます。

以上でございます。

◎新野議長

ありがとうございます。

新潟県さん、お願いします。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

新潟県の須貝です。今年もよろしくお願ひいたします。

右肩に新潟県と入っている資料に沿って、ご説明させていただきます。

1 番ですけれども、安全協定に基づく状況確認ということで、12月10日、県市村で防潮堤工事の進捗状況などを月例状況で確認しております。

2 番、技術委員会ですけれども、12月14日に技術委員会を開催いたしまして、東京電力の事故調査の報告書について議論をしていただきました。また、12月21日には技術委員会が福島第一原子力発電所、それから福島第二原子力発電所を視察しました。その他に、記載の3点について報道発表をしております。

本日は、前回以降の行政の動きのほかに、その次にお配りしております24年度新潟県原子力防災訓練の概要について、この時間をおかりして説明させていただきます。

目的ですけれども、原子力防災計画に基づきまして、広域避難時の県、市町村、関係機関との連携や災害情報等の住民への伝達など、避難対応の基本的な手順を確認するために訓練を実施いたします。福島第一原発の事故を受けまして、8月に防災計画を見直しておりますけれども、広域の対策が必要ということで、それに見合わせた訓練を実施したいと考えています。

実施日ですが、今のところ3月23日土曜日を予定しております。会場は、県庁、柏崎市役所、刈羽村役場、それから受入市町村の避難施設、オフサイトセンターほかです。参加機関は、県、市町村、国、消防機関、医療機関、交通機関、そのほかの防災関係機関と東京電力を考えております。

主な概要ですけれども、中越地域に発生した強い地震によりまして、原子力災害対策特別措置法第15条事象が発生し、緊急事態宣言に至ったとの想定のもと、県、市町村及び関係機関とのスムーズな連携による情報収集や防護対策等の訓練を実施するということを主なテーマに考えております。

したがって、複合災害への対応、住民への確実な情報伝達、それから関係機関の円滑な相互連携の確認、防護対策、住民避難に係る広域対応、緊急時モニタリングの迅速な対応ということが主なポイントと、今のところは予定しております。

以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。

柏崎市さん、お願いします。

◎関矢防災・原子力課係長（柏崎市）

柏崎市の防災・原子力課の関矢です。

今ほど県の方からもありましたけれども、安全協定に基づく月例状況確認、それと12月14日の技術委員会の議論の確認と12月21日の技術委員会による福島への視察へも同行させていただいて、状況を確認しております。

以上です。

◎新野議長

刈羽村さん、お願いします。

◎堀総務課長補佐（刈羽村）

刈羽村の堀と申します。今年もよろしく願います。

前回定例会以降の動きといたしましては、今、県並びに柏崎市と同じといたします。特に村自体の動きは現在ございません。

以上でございます。

◎新野議長

ありがとうございました。

(1)の議事は、5分オーバーで順調に進んでいますが、ここで質疑があればお受けしますし、また意見表明で重なればそこでお伺いしますが。

武本委員。

◎武本(和)委員

5分オーバーということで、時間もあれなんです。12月、大きな出来事があったことに、それぞれ原発が許可になってから何十年たった東通、それから敦賀で、実は原発はつくってはならない場所だったというような議論が始まっています。今日の資料で言えば、新安全基準に関する検討チーム等の開催状況という中の、実は2-2に関係して二つのことを聞きたいんです。最初に問題意識を言います。

今まで問題ないと言ってつくって長い間動かしてきた原発が、だめになった。実はつくってはならないところに、うそとごまかしでつくっていたんだということが先進地で明らかになっている事態をどのように考えたらいいか。細かいことを聞くつもりはありません。こういうこと。

それから、新安全基準の検討会というのが、地震・津波に関して5回開かれています。この中で議論されているのは活断層の年代と言うんですか、過去40万年以降という地質学の常識に基づいて、見直すということが議論されていると、私は認識しています。そうすると、柏崎刈羽原発全部だめになる。こういう問題だと思えるんですが、なぜ今になって、今になってというのは、何十年もたってこんな議論になるのか、国として基本的な説明をしておいたほうがいいのではないかと。そうでないと、急に調べてみたら結果的に柏崎はだめでしたみたいな話が起きますので、なぜこんなことが起きているのか、そういう問題意識で聞きたいというのが一つ目。

それから、二つ目の質問としては、2月いっぱい東電は安田層が思ったより古いという報告を出すようです。そういう説明を8月段階にしているわけですが、そういう手法も新しい基準からだめだということになると思うんですが、それはともかく、それは私の見方でどうこうないんですが、今後、柏崎の議論、どういう日程でやるんですかと。そういうことに対して、例えばパブコメだとか、意見聴取だとか、そういう場があるんですかという、大きく分けて二つのことを確認しておきたいと思います。

以上です。

◎新野議長

これは、回答は後日でいいわけですか。

◎武本(和)委員

もし、簡単に答えられれば、ある意味でこういうことを聞くよというのは、この間の運営委員会ですべて言っていたもので。あるいは、後日ということであれば、後日で構いませんが、ということです。

◎飯野柏崎刈羽原子力規制事務所長(原子力規制庁)

すみません。回答は用意してなくて、なかなか簡単に答えられるようなご質問ではないと思うんですけども。いずれにしても、東通とか、それから敦賀の敷地内の断層の

調査については、まだ調査中でございますので、結論は出ていないという状況です。

それから、あと、先ほどご説明したとおり、地震・津波の検討チームは7月に向けて現在検討しておりますので、そこもまだ、どういう基準にするかということも決まっていないので、ちょっと今それについての見解とか、どういう手順でやるかということについては決まっていはいないんですけれども。ご存じのとおり、先ほどの敷地内の調査につきましては、これとあと大飯の発電所について今、現地調査等は行って、その評価が今、検討中ということになっています。

今後あと3サイト行うわけですけれども、柏崎刈羽につきましては、その後ということで、今、東京電力のほうで自主的に調査しております。いずれにしても、先ほどの地震・津波の検討、基準ができましたら、それはバックフィットすることでありますから、基準次第ということはあるんですけれども、それにちゃんと準じたものになっているかどうかというのは、またその後に確認されるであろうというふうに思っております。

◎新野議長

今の武本さんの発言は、意見、要望のような形で伝えておいていただければ、またいいですよ。

◎武本（和）委員

まあ、はい。

◎飯野柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

では、伝えさせていただきます。

◎新野議長

はい、よろしく申し上げます。

◎佐藤（正）委員

ちょっとお聞きしたいんですが、EALとかOILとかというのの具体的なものが出てくるといって、なかなか出てこない。どこかで出てきたんですか。

◎飯野柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

この後に、原子力防災のところでご紹介しようと思っているんですけれども、現状から言いますと、12月27日、昨年末に別の事前対策等の検討チームというのがありまして、それが行われて意見集約を行う予定だったんですけれども、少し意見がいろいろ相違があったものですから、もう1回開いて集約していくということで、今そういう状況にはなっています。

したがって、今後の予定としては、それを原子力防災指針に反映させるというのがありますので、一応、当初の予定だと1月中に指針を改定するという予定だったんですけれども、これは少し延びそうな感じにはなっております。一応、今の進み具合としては、そういう状況にはなっております。

◎新野議長

ありがとうございます。

では、（2）に移らせていただいてよろしいでしょうか。

（2）は、今年また新たに年が始まるということと、先ほど、冒頭に申し上げたとおり10年を迎える私どもの活動ということがありますので、その二つを踏まえて、過去

にいろいろしてきたこと、議論してきたことを踏まえて、皆さんに2分で思いを取りまとめていただいて。またそこで、「これは誰かが前に言ったから、私は外して次を言おう」というお考えもあろうかと思うんですが、できるだけテーマをお一人、一つか二つに絞っていただくと、その後、運営委員会でこのことに関して3人の方が重ねて同じようなことを要望するとか、意見を述べられるということで、厚みをカウントして次の情報共有会議にウエートを、いろいろ優先順位をつけてオブザーバーの方に質問とか、要望とか、意見とかという形で投げかけたい題材になりますので。あまり遠慮されて、前の方がおっしゃったから外して別のことをわざわざおっしゃるということでなしに、遠慮なく重なっても構いませんので、ぜひお願いいたします。

それと、私どもの10年の活動の中で、暮れでしたか、幾つか私の資料を皆さんに届けさせていただいて、オブザーバーの方にもお届けしてきました。これは、5年ぐらい前から対外活動として、いろんなどころに呼ばれたときに個別対応はしてきていたんですが、なかなか報告の時間がなかったんですが、先ほど、資源エネルギー庁さんから、その他の欄で12月25日に「国民の信頼醸成に向けた取り組みについて」という中で、地域の会が取り上げられているというようなご報告をいただきましたけど、その前の週の18日に急遽呼びいただいて、現状説明をしてまいりました。

そういう活動も、本来一人の活動として要請されるんですが、今回、高橋武さんを急なことでお願いをして、同行していただいて、また第三者的な形で私どもの活動と、私のまた皆さんの総意で活動をするわけですけど、している姿を見ていただいて、いずれか時間があつたときに皆さんに高橋さんの目を通してのご意見というの、また重要な情報になるのかなと思って、二人で行ってまいりました。

それには、やはり私が幾つも声をかけていただくということは、皆さんの活動がなければこんなことはないわけですので、本来は皆さんも同じようにどこへ行ってもお話できるような体験を、経験を積まれているということを感じていただいて、いろんな意見を述べていただきたいなと思いましたので、急なことでしたけど、年末年始のときに、お時間がもしあれば目を通していただきたいということで資料として差しあげたというのが経緯です。今日またそれを踏まえて、いいご意見がいただけるかと思っていますので、よろしくお願いいたします。

では、お一人2分で事務局がチンというのを用意しているんだそうですから、来月のデモンストレーションですので、ぜひどなたからでもよろしくお願いいたします。

◎伊比委員

それじゃあ、最初に一番席が近いですから、私のほうから、伊比から発表させていただきます。

私、二つほどちょっと、この会に出て8年になるんですが、8年終わりますけども、感じることを2分でということですから、二つほどにまとめて話してみたいと思います。

一つは、まず政権がかわりまして、前政権の時代にはこの福島第一原発で、当然その前の東日本大震災を大きな影響を受けているわけですけども。その影響で、まず国力が落ちたと、その原因が電力にあるのと、それから震災の関係もあるでしょう。そういう面で、国の力が例えて言うならば、GNP、名目国民総生産が約40兆ほど落ちて、20年前の水準に落ち込んだという問題点をこれから新しい政権がどういうふうに国力を

高めていくのかなと。

ただし、背景は少子高齢化社会の中と、それから人口減少社会であると、こういうところを私も注目をしていきたい。そのためには、電力のベストミックスをどのように図るのかなというのが、行政にかかわる方々のこれからの能力の発揮のしどころということで、十分にその辺を見ていきたいなというふうに思っています。そのためには、推進派の資源エネルギー庁、それから原子力規制委員会、あるいは原子力委員会というところで頑張ってもらえる必要があるかなと。

もう一つは、国の国際化の段階において、原子力はどういうふうに判断するのかということ。というのは、中国やアメリカは、どんどん原子力による電力供給を図っていくということです。アメリカは別にして、風向きがどうのこうのいいんですが。2分になった。ということでございますので、国際化の対応を、これを考えていただく必要があるかなと、非常に短い時間なんで、その辺を二つ、ひとつ。具体的に質問しようと思ったんですが時間が終わりましたので、これでやめさせていただきます。また、次の機会に述べさせていただきます。

以上です。

◎新野議長

いうとおり、2分はものすごく短いですけど、多分、一つとかにまとめられると、結構お話しできると思いますね。

はい、次の方、どうでしょう。

こちらから、ではお願いします。

◎池田委員

じゃあ、2番目に、池田です。

私、第一に柏崎刈羽原発の再稼働問題だと思っています。泉田知事は、今年4日の会見で、技術だけの基準ではなく、マネジメントや法体制も含め福島原発事故の検証後、その結果を安全基準に反映するよう求めていました。こここのところは、非常にやっぱり重要なポイントであり、今後、規制庁がどのように対応するのか、私を含め多くの住民が興味深く見守っていくものと思っています。

それと、やはり再稼働問題にちょっと絡めて、地球温暖化の問題。原発が停止しているため、火力発電所で急場をしのいでいるのが現状だと思っています。そして、その施設から温室効果ガスのもととなる二酸化炭素を排出していて、原発1基を石炭火力に置きかえるとCO₂は年間400万トンほど多く出て、日本全体の排出量の0.3%ほどに当たるとの試算も出ています。このような状況は、限定的にすべきだと考えています。

やはり、原子力を含めたエネルギーのベストミックスは重要と考えております。

以上です。

◎武本（和）委員

武本ですが。

年が明けてから起きたこと、福島原発の滞留水の処理が見通しを大きくかけ離れているということが伝えられていますが、資料は一部それらしきものがありますが、口頭説明はありませんでした。

それからもう一つ、国営除染、でたらめをやっていたということが大きく報道されて

いました。まだこの後に及んで、原子力にかかわった事業者が原子力に寄生しているというのは非常にまずいことというふうに思っています。柏崎刈羽原発、つくってはならない場所に、うそとごまかしでつくってここでまで来ました。その背景には、事業者の調査というのは不都合なことを隠す。そして、それを全面擁護していた国があり、それに寄生して利益を求めた地元推進派がある。こういう構造も去年の暮れあたりから、原発現地と周辺地域との対立という形で顕在化しているんだろうと思います。

そういういろんな困難がある中で、今後、周辺地域とどうやって協調していくかということ、私は問われている時代なんだろうと。それには、事実関係をきちっと説明してもらい、そういうことを求めていくというようなことを、今後とも続けていきたいと思っています。

以上です。

◎徳永委員

徳永です。風邪ではないんですけど、ちょっと鼻炎で、もし失礼があったら勘弁してください。

私は、起きた福島原発事故を風化させないという観点、あるいは現地で、現場で福島の人たちが差別と分断が広がっているという事実、これを重く受け止めていきたいと思っています。

先ほど来、出ていますように、昨年12月の選挙で自民党が圧勝という言葉を使っていますが、ああいうことになりました。数の力はすごいそうでしたか、おとといでしたかね、民放の番組である議員が言っていましたけど、やっぱり数かなと思います。

この結果の分析は評論家といいますか、マスコミがいろいろ書いてもおりますから一々申し上げませんが。私、個人的には、果たして自由民主党の政策全てを受け入れたのかなと、国民が受け入れているのかな。受け入れたわけではないという気がします。

ご存じのように、選挙前ではあれほど国民世論といいますか、調査では原発はいい、あるいはノー、あるいは30年後には、とかいうコメントがいっぱい出たのは覚えていらっしゃると思います。ところが、現実には先ほども出ておりましたが、再稼働をどうするとか、はたまた新規着工などという言葉まで出てくるというのは、ちょっと私はこの先、危惧を覚えるというか、ちょっと心配な面がございます。

避難者の声がある新聞には、毎日二人ずつ載っています。あの辺は、私たちは身近には感じないかもしれないけども、大変な目にあっているということを忘れないでいたいと思います。

以上です。

◎田中委員

田中です。お願いします。

以前にも一度申し上げたことなんですけれども、ほとんどの人は自分の立ち位置に立って、原発の推進派と反対派に分かれているような気がします。国民の代表である政治家の発言を聞いていても、はっきりとわかりますね。確かに、単価が安くて安定した電力の供給、需給が行われないと経済が大変なことになることは容易に想像がつきます。しかしながら、福島のような事故がまたいつ起きるかわかりません。

その前に、放射性廃棄物の捨て場があるのでしょうか。そして、本当に原発がなけれ

ば電力の供給は間に合わないのでしょうか。この一番大事な情報が電力会社から正確に開示されない限り、何回議論を重ねても大多数の国民が納得のいくような方向性は見出せないような気がします。

◎吉野委員

吉野でございます。

毎回、保安院さんとか東電さんから、今後の再稼働についての安全・安心ということで話があるんだろうと思うんですけども。それが新聞とかテレビとかいろいろな本で有識者が言っている安全・安心と、ちょっとずれがあるのではないかなという気がします。私としては、前も1回言ったんですけども、福島原発事故の原因ということでの津波と、それから地震動による被害との区分けと言いますかね、その辺の問題とか。それから、新聞にも出ている活断層の問題が非常に過小評価されて、ずさんな結果で、柏崎でも活断層が見落とされていて、中越沖地震が起きてしまったというようなことから見ても、非常に問題だと思うんですけど、そういうことはあんまり議論されないとか。

それから、不十分な放射能汚染対策と言いますかね、そういう点についても。大抵、今、測定器でわかるのは、ガンマ線を測る外部被ばくのほうしか、あまり測れていないんですが、やっぱり、内部被ばくをきちっと評価できるような方向とかが必要ではないかと思うのと。

もう一つ、先ほどのご説明で、東京電力さんからのあれで、発電所の廃棄物処理方法についてというのがありまして、これで排気筒からの放出ということとか、海への放出ということで、放射性物質の濃度測定をして放出しているということなんですけども。この辺については、前に見学に行ったときにも、どういう核種の放射能をどの程度放出していて、今まで総量はどれぐらい放出したかということについては、たしか、それは公表できないということで、出ていないわけですけども、その辺は透明性確保するという点と。

それからアメリカで、やっぱり原発の周辺地域は、放射能汚染の疑いとか、放射能汚染の障害が出ている可能性があるという、そういう疫学データが何十年か前に出たりしていますんで、それは核実験とか、それから原子力発電所の周りの放射能汚染とか出ていますんで。今そういうのとの関連もありまして、やっぱり地元で環境に放出される放射性物質の核種、どういう核種がどれくらい。濃度が低ければいいといっても、ずっと総量ではどれぐらいになってくるのかということが問題だと思いますんで、いずれそういうのを公表していただきたいと思います。

以上です。

◎三宮委員

三宮です。

この地域の会は、東電の不祥事から始まったんですけど、それ以降、地震等いろいろありまして、対策等で進めてきたんですけども。今この福島を受けまして、規制から変わってくるということ自体がちょっと驚きがありまして。その辺、根本から変わってしまうんで、災害対策等は、何を基準にして今やっているのかというのがあります。現在の津波対策等は、燃料が入っているんで、粛々と進めていただきたいというふうには思っております。

基準が変わってしまうという点と、これからのエネルギー供給をどうするかという点においては、日本のリスクを考えた中で、原子力災害なのか、それともコスト高、そのほか不安定供給になってしまうのかという点を明確に対比していただいて、早急にベストミックスみたいなものをつくっていただきたいというふうには思っております。

以上です。

◎佐藤（幸）委員

佐藤です。

使用済み核燃料がプールいっぱい、再稼働しても早晚、遅かれ早かれ停止に追い込まれます。いたずらに再稼働反対、推進はさておき、最終処分場を決めなければなりません。原子力発電環境整備機構、ニューモ（NUMO）でしたでしょうか、最終処分場を確保できるのでしょうか。東日本大震災から活動が見えません。

瑞浪地層処分研究所と北海道の幌延町と聞いていたんですが、深地層処分研究所の場所を最終処分にはできないのでしょうか。どなたかが言っておられたトイレなきマンションでは、原子力発電所再稼働は無理です。再処理工場が先ですね。プルサーマルいかなではなくても、再処理工場の稼働も必要ではないでしょうか。使用済み核燃料棒をそのまま地層に埋め立てられません。

この件で質問です。ガラス固化体にするときの温度を発表したことはないとお答えいただきました。人知の及ばない、とてつもない温度で測れないのか、測ったことがないのかお教え願います。また、近辺の活断層は大丈夫か、ボーリングだけで大丈夫なのかもお聞きしたいです。

次に、滋賀県原子力防災シンポジウムと原子力委員会定例会議へ出席して、活動報告等、新野会長さん、ご苦労さまでしたね。フランスにおける地域情報委員会C L Lは、透明性に関する法律、透明化法が確立され、事業者、公共団体及び地域住民の議論の場を設けることがうたわれています。

柏崎刈羽も最大の原子力発電所があり、住民の意見、質問の場である透明性を確保する地域の会ですから、規制化を考慮してもらいたいものです。原子力発電所のあるところは地域情報委員会を設けるべきだと考えます。

以上です。

◎浅賀委員

浅賀です。

今、一番気になっていることは、福島第一原発事故、放射線の汚染です。土、海水、食品と気になるところですが、特に、最近読んだ文章に子どもの会話で、「公園のお水は飲んだらだめだよ、放射能が入っているから。牛乳は飲んだらだめだよ、放射線が怖いから」4、5歳児の子どもたちが日常的に言っているそうです。これは大変な問題で、大人の責任だと私は思っております。

原発事故から2年近くなる現在、被災した方々、避難している方の苦しさ、悲しさ、つらさを私たちは推しはかることはできませんが、とは言っても、国の責任、事業所の責任で、被災された皆様の意見、実情をつぶさに聞いて、それを収束に向けて細やかな施策をお願いしたいところです。

もう1点は、現場で作業をされている方の被ばくについてです。テレビや報道されて

いることからしか情報がないわけですがけれども、暮れに見たテレビの中で作業員の話で、線量の高いところは走って通り抜けるように、との指示しかないということがとても気になっています。

連日、大変な作業を行っていらっしゃると思われませんが、健康がとても心配です。放射線被ばくの専門家、医師等がしっかり健康管理、またはきめ細かい指導をお願いしたいところです。

以上です。

◎中沢委員

中沢です。

3. 11から間もなく1年10カ月がたとうとしています。しかし、まだ福島原発事故の真相は明らかになっていません。放射線による汚染のために、避難生活を余儀なくされ、依然として自分の家にも帰れないと。将来の生活のめども立たないという、多くの被災者が生きる希望を失いかけているというように思います。

こうした現状の中で、昨年誕生した安倍新政権は、原発の再稼働と新たな原発の新增設を推進する方向に政策転換をしました。3. 11により、原発の安全神話からやっと思いが覚めたと思ったらそれをつかの間、のど元を過ぎれば熱さというようなことも聞かれますけれども、そういうようなことで、また前と同じ安全神話に後戻りするということになるわけで、こうしたことは決して許すわけにはいきません。原発の恐ろしさを知らないのではないかなというふうに思います。

政権が変わった時点で、原発に対する国民の意向が変わったわけでも何でもありません。依然として国民の中には、原発をなくしてほしいという根強い要求があることには変わりありません。約8割の国民の原発をなくしてほしいという声が、民主党政権下で原発ゼロ政策に反映されたものであるはずであります。

それなのに、大多数の国民の声を無視するような政策の転換は、間違っているのではないかなというふうに思います。もう一度、福島事故の原点に返って、国民の要求に沿った原発政策を進めてほしいものというふうに思います。

以上です。

◎竹内委員

竹内です。

昨年末の選挙で、国民は経済的な国力の低下よりも発展を選んだものだと思います。こういった中で、エネルギーのベストミックスを模索すると、こういったことが言われているわけですが。この中で、1かゼロかではない感情論ではない、冷静な議論によってエネルギーのベストミックスがこれから策定されていくと、こういったことには非常に喜びを覚えます。

今までの皆さんの会話の中でも、新設は絶対反対という声もありましたが、そういった冷静な議論の中で、我々はこれから何十年、何百年の後まで考えたときに、今、既存の旧型の原子炉を動かされるよりも、そういったのを止めていただいて、新しい原子炉の開発、それこそプルサーマルも含めた燃料サイクルの確立、こういったことまで含めた冷静な議論が進んでいくことを切に願います。

もう1点は、昨年、柏崎刈羽原子力発電所の中で防潮堤ですとか、さまざまな安全対

策がなされているということで、数度の原発の施設内を見学することができました。その中で事業者さん側から、柏崎原子力発電所が世界で一番安全な原子力発電所施設を目指すんだと、こういった強い意志が聞かれる場面が何度かありました。

こういった言葉を、ぜひ我々が実感できる安心感にかえていただいて、またこういった場で我々が本当に実感できる、これは本当に安全なんだと信じられる説明がなされていただけたらありがたいです。

以上です。

◎高橋（優）委員

高橋です。

被災地は厳しい寒さの中で、二度目の正月を迎えているわけですが、今なお30万人を超える被災者が避難生活を強いられて、福島県では16万人を超える方が県内外に避難されています。避難先で命を落とす方も少なくなくて、震災をきっかけに体調を崩して亡くなられた2,303人のうち、福島県の人約半数の1,121人、9月末までの震災関連死です。さぞや狭くて寒い仮設住宅の中で、政治の冷たさを実感しているんじゃないかならうかと思えます。今日も東京電力から発表がありました。放射能は1,000万ベクレルを超えてまだ出ていると。国会事故調は去年、福島原発事故の現状を、依然として収束しておらず、被害も継続していると認識を示して、その収束を宣言した政府の誤りを告発しました。次回の地域の会には、政治家が二人来られるといいます。

ならば私、問うてみたいですね。この原発事故のレベル7の意味するものは何なのか。そして、原発をなお私たち地域の未来を託せるのか。仮に、あの日、あの時、あの原発である事故が起きていなかったとしても、早晚どこかの原発で破局的な事故が起きることは、残念ながら時間の問題ではなかったかと私は思います。

原子力業界は、長い年月をかけて無敵の権力と影響力を築き上げてきたと思います。福島第一原発の重大事故は、そんな難攻不落の業界がゆっくりと崩壊していくきっかけとなるのか。その答えは、たとえ政権が変わっても、広範な国民的探求が既に始まっていて、時間が教えてくれ、そして世界が教えてくれるものだと私は思っています。

以上です。

◎高桑委員

高桑です。

この地域の会は、それこそ地域の住民の安全のために、いろいろ考えを合わせていくところだというふうに考えております。今日の新聞に、佐賀県知事が経産省と会談をしたと。安全な原発から再稼働してほしいと県知事は言ったと。経産省は、安全は規制委員会に委ねるんですと、そんな話がやりとりされたというふうに出ています。

私は、福島事故を受けてから、原発の安全ということについて、考え方が少し変わりました。原発の安全というのは、二つの面が確保されなければいけないんだということ強く思っています。

一つは、安全基準ということですね。この7月に規制庁は、より厳しい安全基準をつくるんだらうということで、準備の話がなされましたけれども、より厳しい安全基準をまずつくって、その安全基準で判断するという安全が一つ。

でも、どんな安全基準をつくっても、そのすき間というところがあって、例えば人間

が想像できなかった自然の力とか、あるいは思いもよらないテロとか、あるいはあつてはいけなけれども人間のミスとか、そういうものがそのすき間、安全基準のすき間のところを狙って事故を起こしてくるのではないかと。だから、どんなに厳しい安全基準をつくったとしても、事故をゼロにすることはできないんだと。なので、私は原発の安全には、安全基準ももちろんですけども、もし事故が起こったときに、でも安全なんだという、その確保が住民に対してなされていなければ、安全だとは言えないんだと思っています。

その安全という、事故があつても安全だということは、事故があつても原発をきちんと収束できる、事故を収束できる、放射能を閉じ込めることができる、そして、住民が元の生活に戻ることができる、この三つの条件が満たされなければ、事故が起こった後の安全ということは確保できないと思っています。この辺のことについて、私は今後、この委員会の中で、原発の安全ということについて、この二面性について、十分みんなて話をしていけたらいいなと思っています。

以上です。

◎滝沢委員

滝沢でございます。

昨年末に、自民党政権になってから、原発に対する考えが少し変わったような感じがいたします。停止中の原発施設、また昨年末に自民党の考えでは、安全が確認され次第、すぐにでも稼働したいというような提言もございます。

また、新規の建設につきましても、先ほど委員がおっしゃったように、前向きな方向で進むというような考えでございます。積極的なことは非常にいいことだと思いますけども、福島ของそういう教訓、あるいは検証が未解決のまま稼働させること自体、本当に国民の理解が得られるかどうか、非常に疑問に思います。政権がかわっても、原発問題は一つ慎重に進めていただきたいとこんなように思っています。

それから、福島の事故からやがて2年になろうとします。いざというときの屋内待機の避難救助、これは早急に示してもらいたい。それから、UPZ外のエリアの対応がまだ不確定であります。

それから、3番目として、一時避難の施設確保をどうするのか。また、ヨウ素剤の配布する地区は本当にどうするのか。また、住民との情報共有、3月23日にもあるようですが、こういった問題。それから、いざというときの携帯電話のエリアメール、こういったことのできる体制、これらは最重要問題でございまして、残念なことに論議のみで具体的なことは何一つまとまっていません。

そういう意味では、早急な対応が必要と思います。

以上です。

◎前田委員

風力発電が落雷でだめになって、去年の暮れ、万事休すの状態になっておりますニューエネルギーリサーチから委員になっている前田です。

津波による原発事故が発生し、大変残念に思っていますし、被災者の救済がこれほど時間がかかるのは、異常だと思っています。しかし、冷静になって考えてみると、将来、代替エネルギーが確保されるまでは、原子力発電は必要だと思っています。被災地の復

興を加速させ、国策で進められた原子力政策の責任をとる意味でも。また、復興資金を捻出してくる意味合いにも安全を確保したら、国は発電所を再稼働すべきだと私は思っています。

柏崎の発電所においては、これ以上ない究極の津波対策、防潮堤が建設されています。緊急時の冷却手段も多重化されました。現在、再び活断層の問題が取りざたされています。しかし、よくよく考えてみると、柏崎においては中越、中越沖地震で直下型を既に経験し、活断層による重大な損傷は発生していない事実が確認されています。

以上、申し上げたように、柏崎原子力発電所の安全性は、現在、飛躍的に向上しています。今後、残された発電所稼働期間は、短いだらうと私も予想しますが、地域に貢献する発電所を実現してください。それから、低迷する地域経済を活性化してほしいと思っています。原発廃止による地域経済の崩壊をなるべく避けて、激変緩和をしてほしいのです。

以上です。

◎川口委員

川口です。

福島第一の原子力事故というのは、非常に残念でありました。だけど、あれだけの地震とあれだけの津波を受けながらも、隣の福島第二は電源が確保され、ほとんど健全な状態ですし、また、震源により近い女川においても、実際問題ほとんど被害がなかったとなっています。原発は全部だめだという評価は、ちょっとおかしいのではないかと、実際問題、地震が起きてから、津波が起きてからでも原子力発電所は動いていた。それを定期点検で止まったからといって、次の稼働をストレステストという問題を当時の総理が持ち出して、動かさなかったというのは、やっぱり今でも理解できないと思います。

実際問題、地震・津波を受けて各発電所はそれなりの対策をきちっととって行って、これからも十分とっていくもんだと思いますんで、やっぱり安全を確認できるものは、動かすということがいいことだと思っています。

実際問題、動かさないということが、かえって住民に対して不安を、危ないから動かさないのではないかと、なっているというふうにとられたり、あと、県知事の発言が住民の不安をあおっているという面もあるのではないかなというのは、すごく懸念しているところです。

以上です。

◎佐藤（正）委員

佐藤です。

いろいろな意見が出たんで、ちょっと角度を違ったところから言ってみたいと思います。一体、福島事故の収束のために、どれぐらいのお金がかかるのか。事故が起こった当初、週刊誌では200兆円かかるかです、今、言われていました。200兆円はかからなくても、50兆円とか、60兆円とか、多分かかるだろうと思う。

それは誰が払うのかというと、我々国民の税金で払わざるを得ないということ。これは、例えば20年、30年ですから、私は30年生きるつもりはありませんので、将来の人たち、全く罪のない将来の人たちにまで、重大な負担をかけるという点では、今、

何とか動かしてくれとか、あるいは経済的に苦しいからというようなことで済むんだらうかなという、そういう点では我々は、やっぱり腹をくくって、きちんとそういうものをどういうふうにしていくのかという真剣な議論が必要なんではないかというふうに思います。

それから、もう一つは、自民党が勝った、勝ったと喜んでいますが、実は30%の支持で大きな勝利を得た。そのかわり、それと同じことが民主党が、それよりちょっと多かったのかな。その支持であれだけの議席を得たということで、やっぱり同じようなことが今後繰り返されていくだろうと思うし、今のように建設国債を発行して、じゃんじゃんお札を印刷して使ってしまえばいいという発想は、何かふわふわと調子に乗っているけども、犯罪者のように私は見えてしょうがないんです。必ず、つけは我々のところに戻ってくるということだけは、認識をしておくべきではないかというふうに思います。以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。

20時15分の予定が、ほぼ5分遅れですね。これでトイレタイムをちょっととらせていただいて。よろしく申し上げます。

(休憩)

◎新野議長

では、先ほどの資料1で、規制庁が出していただいた、一番下のほうにある資料かと思うんですが、緊急時における判断、この項目を簡単にご説明いただいて。これ、先ほど佐藤委員が質問した内容の中間報告資料のようですので、

戻りませんが、始めましょうか。お願いします。

◎飯野柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

では、先ほどの一番最後の資料なんですけれども、「緊急時における判断及び防護措置実施の基準等における用語（案）」、これは資料全体のタイトルではないんですけれども、この資料をご覧いただきたいと思います。

この資料なんですけれども、先ほどご説明したとおり、これは12月27日の規制委員会の中の第5回原子力災害事前対策等に関する検討チームに上がった資料なんですけれども、一応これでセットはされておられませんで、また、多分来週になると思うんですけれども、第6回の検討チームが行われてさらに、以前に相違がありましたので、そのところが直されていくと、そういう位置づけのものと私、伺っております。

今日は原子力防災の議論がありまして、少し政策プロジェクトの過程ではあるんですけれども、そういうものでも皆さんにご認識いただけたらと思ひまして資料をご用意させていただきました。

ちょっと簡単にご説明させていただきますけれども、まず最初の1枚目が、これまでPAZとかUPZ、それからEALとかOIL、そういうアルファベットの言葉を使ってきたんですけれども、今後、これを日本語に切りかえるというのが、まず最初の段階であります。

こちら左に書いてあるのは従来の表記で、EALというのがECLになっていますけれども、これはEALというのが基準だとしたときに、ECLという進展の事態をあら

わす言葉であると。それらに対応した日本語の名称を使っていくということで。例えば、P A Zというのは使わなくて、これからは即時防護実施区域というような。あるいはE C L 1、警戒事態とか言っていましたけれども、それは警戒事態段階とかですね。それから、10条でこの前使っていたのはE C L 2なのですけれども、防護準備段階とか。それから、O I Lのほうは、これは基準なのですけれども、例えばO I L 1は避難基準であるとか、それぞれアルファベットですとすぐ思いつかないんですけれども、それがわかるような日本語の名称に切りかえるというのが1枚目です。

この点については、おおむねそういう国際基準に合わせたほうがいいんじゃないかという意見はあったのですけれども、おおむね多分これでいくんじゃないかというような状況になっています。

それから、1枚めくっていただいて2ページ目なんですけれども、先ほどの英語表記から日本語表記に変わりました、一番、行動イメージなんですけれども、2ページ目、3ページ目ということで、E P AとかO I Lに対応した行動が整理されているんですけれども、これに書いてあるのが、概ね5 k m、字が小さくて申しわけないんですけれども、一番上のところに、P A Zのところ、即時防護実施区域。それから一番上の横に、真ん中の列なんですけれども、防護準備重点区域、これは前のU P Zです。それから、防護準備重点区域外というところが日本語表記に変わっています。

それから、縦軸が左側、警戒事態段階、それから防護準備段階、それから防護実施段階、字が細かくて申しわけないですけれども、こういうマトリックスの中で、それぞれの区域の方が、それぞれの段階で何をすべきかというのが整理されているわけです。

それぞれの枠の中を見ていきますと、例えば即時防護実施区域、概ね5 k m内のところで警戒事態段階が起きますと、それぞれの事業者はどうする、それから自治体はどうする、それから国はどうするということで、それぞれの対応がまたさらに細かいマトリックスになっております。

例えば、防護措置なんですけれども、この概ね5 k m以内のところが警戒事態段階になると、避難の準備ということで、国は自治体に対して指示を出すわけなんですけれども、地方自治体のほうは避難、特に要援護者の避難準備に入ることになっています。これと対応するように、防護準備重点区域外、一番右側のところは受入側になるわけなんですけれども、避難であれば要援護者の避難準備への協力がこちらのほうでは行われると、そういう対応状況になっています。

それから、防護準備段階は真ん中の行になるわけなんですけれども、ここでは避難のところは、また、避難の要援護者については避難を実施して行って、それ以外の方は避難準備をします。それから、モニタリングのところがありますけれども、この段階になりますと、緊急時のモニタリングを実施するようなことになるということです。この段階での概ね5 k mから30 k mの防護準備重点区域のところの避難については、屋内退避の準備に入ることになります。

それから、一番下の行なんですけれども、防護実施段階ということで、こちらの段階になりますと概ね5 k m以内の区域につきましては避難ということで、これは避難を実施します。それから、30 k m以遠のところは避難の受入をするというような、実際の対応になっていくということです。それから、安定ヨウ素剤を服用をするというのがこ

の段階での行動になるわけです。ですから、5 kmから30 kmの防護準備重点区域は屋内退避を実施したり、あるいはヨウ素剤は服用の準備するというような段階になります。

次の3ページ目を見ていただきますと、こちらがその後の状況、OILという状況で、そのOILの日本語の表記が左側の避難基準とか、早期飲食物摂取制限基準とか、それから体表面除染基準、一時移転基準、そして飲食物摂取制限基準ということで、五つの基準が設けられています。

5 km以内の区域につきましては、先ほど3段階で既に避難が終わっているということで、こちらについては特段その記載もないということで、それ以外の防護重点区域、以遠のところでのそれぞれの。また、それぞれは事業者、地方公共団体、国がどういう防護措置をとるか、あるいは情報提供のモニタリングをするかというのが整理されております。

例えば、避難基準のところでは5 kmから30 kmの区域について言うと、避難という意味で言うと、ここはもうこの段階になると避難を実施するということになります。それから、早期飲食物摂取制限基準のほうでは、早期飲食物摂取制限の実施であるとか、個別品目の放射性物質の濃度測定の前準備をします。一番下のところで、飲食物摂取制限基準のところでは、濃度測定を実施するということにつながっていくわけですがけれども、一例ですがけれども、こういったそれぞれの基準に沿って行動をそれぞれの区域でしていくというのがまとめられております。

次のページ、4ページ目が緊急事態区分、それから5ページ目が防護措置基準ということで、それぞれ整理されております。まず、緊急事態区分については、先ほどご説明したとおり、日本語で、昔でいうとEAL1とか、2とか、3で、今で言うと警戒事態段階、防護準備段階、防護実施段階ということで、これまではこの段階を特別警戒事象、これは初動マニュアルではそう書かれていました。それから、防護準備段階は10条事象ということになっていました。もう一つが、最後の15条事象ということでありまして、これに準じて整理をもう一回するということになっております。

警戒事態段階については、特別警戒事象ではあるんですけども、事象例があったほうがいいんじゃないかということで、これは今後の検討課題で、もう少し検討されるということになっております。一番右上の「初動マニュアルの具体化—特別警戒事象④の事象例（案）」ということで、幾つか書いておりますけれども、非常用母線への交流電源が1系統のみになってしまったとか、あるいは直流電源も1系統になってしまったと。そういう具体的な例を書いたらいいんじゃないかということで、ここは今、検討しているところでありまして。

それから、10条事象のところを書いてありますけれども、10条事象であったもののうち、15条に格上げすべきじゃないかというのが、防護実施段階に書いてある、下線部が三つあると思うんですけども、15条の下のほうに（1-1）とありまして、これはスクラムが失敗したというところなんですけれども、こういったところ。これまで10条だったんですけども、これは、もうこうなったらすぐに大きな事故になるということで、より重い判断のほうにしております。それから（1-1）、これはプールに水が、冷却水などがなくなっていくようになった場合とか。

それから一番右下なんですけれども、敷地境界の線量率、これは15条はもともと500 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ というのがあったのですけれども、この検討チームの中でこうなってからではもう既に遅いということで、これは10条がもともと5 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ だったんですけれども、これは15条に格上げしようということで、この5 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ を超えた時点でアクションしようということで、そういう再整理が行われているという状況です。

最後、5ページ目なんですけれども、防護措置基準はどうかということで、これはOILというところで、これは日本語の基準に変わっております。避難基準とか、先ほどご説明したところなんですけれども。これは、先ほどのECL1、2、3で、その後、環境中に放射性物質が放出された後の対応となりますけれども、これは緊急防護措置というのと、早期防護措置、それから飲食物摂取制限という大きく三つに分けられるんですけれども、それぞれの基準の案が出ております。

これは、ちょっとまだ、ここの数値については少し議論ということで、ここのところはまだ変わり得るということですが、基本的な考え方としましては、一番右側に包括的判断基準というのがあって、IAEAが示した基準等が、甲状腺等価線量50 $\text{mSv}/\text{週}$ というのが加わって、それを比例配分すると500 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ と、基準値のところになったりとかするんですけれども、この値がどうかというのは、少し議論になっていますので、また変わり得るかもしれません。

あと一番上のところ、2ポツの防護措置基準のところ、かつIAEAにおいて改定の議論をされている状況ということなので、必要に応じて、これは決まりましたもまた見直しを行って、柔軟に対応していくということであるということなんですけれども、こういう整理がされております。

説明のところは少し省略しますけれども、避難基準それから早期飲食物摂取制限基準、体表面除染基準、一時移転基準、それから飲食物摂取制限基準ということで、それぞれ12月27日の段階ではこういった基準が示されて、少し議論になっているというふうな状況であります。

簡単ですけれども、以上でございます。

◎新野議長

時間はあまりないんですが、具体論は、勉強の資料というのは、去年のいろいろな報告を踏まえということになるんですけれど、国の流れと自治体の流れからして、来月の頭ぐらいには何かしらまとめなければならないという時期にきていますので、住民の側の視点からして、今までの報告の中でこれは非常に関連する変化であるとか、これまで、やはりこういうふうにもう一度やり直してもらいたいとかというのが、何かご意見があったら、少しここで羅列していただければ、後ほど参考にしていただけるかもしれませんので。もし、ご意見がありましたら。

◎中沢委員

中沢です。

ちょっとヨウ素剤のことについてお尋ねしたい、規制委員会のほうに。去年の12月25日ですかね、規制委員会の会合でヨウ素剤を家庭に事前配布するということが大筋で合意されたというようなことを聞いたんですが、具体的にどういう経過でもってどういう内容になったのか。過去には薬事法違反ということで、なかなか家庭には配れない

というようなことでできなかったわけですが、これがどういうふうに解決したのか。

それから、細かいことなんですけど、ヨウ素過敏症とか、特異体質の人については、飲む前に事前の健康診断というか、そういうものが必要だというようなことを書いてあるんですけど、それはどのような体制で健康診断を実施できるのか、どういう体制がとられるのか、それについてちょっとお尋ねしたいのと、ヨウ素剤の服用を含めて、この原子力防災について、住民への周知ということが非常に大切だというふうに思うんです。これを徹底させるということが。

それについて、パンフレットなんかを今まではつくって配ったとか、そういうことがあったわけなんですけど、パンフレットを配っても、やはり住民の方々がなかなか読んでいないという方が多いというふうに聞いているので、原子力防災ということについて、地域でやはり説明会を開くとか、そういうような必要があるんじゃないかなというふうに思うんですか、いかがでしょうか。

以上です。

◎佐藤（正）委員

原子力防災のことについては、非常に今、行われていること自体、非常に問題じゃないのかなというふうに思っています。というのは、特別措置法、事故の原災法ですよ。特措法そのものはJCOの事故のときにできたわけで、そのころは原発の事故なんかないと、あり得ないんだということを前提にしていた時代にできた。今回、どういうふうに改正されたかということ、規制委員会とか、規制庁とかという部分だけ改正されただけで、ほとんど内容そのものは改正されていないわけですよ、基本的には。

そういう中で、やっぱり福島事故を、あれだけの大きな事故があって、そして事故が起きれば被ばくすることが大前提になっているわけで。ところが、こののを見てわかるとおり、被ばくを大前提にして防災計画がつくられているということが、まずは何となく納得できないなということ。

そして、避難基準が福島でも随分問題になったんだけど、20mSvだという。原発の管理区域に出入りしている人でさえ年間5mSvぐらいな基準なのに、それを20mSvを適用して、そして避難の基準をつくるとか。あるいは子どもだとか、そういう人ののがどうなっているのかということ、そういうのも不明確だとかというようなことになっていて。

私はアメリカの防災の視察に行ったことがあるんですけど、そこでは被ばくさせないということを合い言葉にして防災計画をつくっていますというようなことを言っていました。エンタジーという50万キロぐらいの発電所だったと思うんですけど、そういう考え方からすると、非常にもう被ばくを大前提にして防災計画がつくられている。それはやっぱり、非常に問題なんじゃないかなということをお考えます。

それから、この基準については極めて、まだ住民にとってはわかりにくいし、こんなに細かくされて、これを次々と段階を経て避難をしていくなんてことになれば、間に合うのかということ、それからもう一つ、相変わらず緊急事態宣言をした後でないと避難なんか始まらないということがどうも前提になっているらしいんですけど、今回の福島事故のときには、15条通報があって、緊急事態宣言までかなりの時間があつた。そんなのさっさとやればいいのに、しなかったというのもあつただけだけど、国の体制はこ

の先もどうなっていくのかわからない。2代か3代かわってしまえば、昔のことなんかさっさと忘れて、今までと同じような運用しかしない、そのきわめつけはSPEEDIだったり、いろんなことがあると。

あれは朝日新聞が書いたのかな。「官邸の一〇〇時間」というのを見ると、東京電力から情報が来ないからわからない、わからないと言っているいろんな対応が遅れたということもある。東京電力は、爆発したすぐそばに免震重要棟があっても、確認できるようなシステムがないものだから、どうなっているのかわからないというようなことで、たった1台残っていたテレビのカメラが確認をして、爆発したというようなことになったという。

そういうふうなことからいくと、すぐ免震重要棟の中で柏崎で言えば1号機から7号機まで、常時監視できるような体制にあるのかということだってあるわけだし、最も私が危惧するのは、作成マニュアル、200ページだか300ページあった、あの中の一部、県の分を見ると、その中では第4節というところで、県分の3ページのところで、原災法6条2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする、というふうになっているんだそうです。

とんでもない話で、今までは原子力安全委員会の防災指針を十分に尊重するというふうに、物すごく地方自治体の立場を尊重されていたのに、規制委員会になったら何でも規制するのが仕事なのか知らないけれども、遵守するというふうに、極めて縛りつけているわけです。こういうやり方が、1から10まで今後やられていく可能性があるわけで、そうすると、自治体の幅がだんだんなくなっていくということがあって、そういう規制庁は、自治体を規制するのではなくて原発を規制するんであって、そういう考え方というのはまずいのではないかと、私は思います。

私は思うというよりも、地方自治体の皆さんは、県も市町村もやっぱり歯ざしりしていると思うんです、こういう規定の仕方を。だから、そういうのはやっぱり改めてもらわなければならないのではないかと、やっぱり緊急事態、発出後に合同対策会議を開いて、それからいろんな行動を決めるみたいなことになっていると、その前は何もできないと。だから地方自治体は避難の準備をしたとしても、そういうものに対して具体的にとかかれないみたいなことになっていったんでは、福島事故の二の舞になるんじゃないかというふうなことが非常に危惧されるわけです。

ちょっとまとめてこなかったんで、いろいろととらばちらと飛びますが、言いたいことはいっぱいあるんで、今後ともやっぱりそういうことについてはいろいろと意見を出させていただきたいと思います。気がついたのはそういうところです。

◎新野議長

佐藤さんのご意見として、中沢さんのヨウ素剤の件は、これはまだ審議中なんですね。

◎飯野柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

そうとしか答えられなくて、ヨウ素剤のほうは、先ほどのEAL、OILの検討よりもまた少し遅れておりまして、EAL、OILは、先ほど申し上げたとおり、もともとの目標は1月中の防災指針の改定なんですけど、これが少し遅れそうなんですけど、これにもちょっと載れるかどうかということで。年末にも、こちらの別の検討チームでヨウ素剤の服用等については検討しているんですけども、これまた年またぎで、今年も引

き続き検討する予定になっております。

したがいまして、ヨウ素剤の配布であるとか、服用であるとか、このところはまだ解決しておりませんので、方程式というか、ご関心は了解しましたので、またその辺が見えてきたり、決まりましたらご紹介させていただきたいと思います。

それから、地元へのご周知も、これは大事だと思いますので、これは本庁に伝えまし、進め方としてはこの決まる前もパブリックコメントという形で、これもどの程度の方が見ていただけるかというところは問題かと思うんですけども、そういった方法も使って、こういう改定になりますよ、こうなりますよというところは周知していきたいと思っていますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

◎新野議長

ほかに。はい、伊比さん。

◎伊比委員

私、先ほどちょっといいそびれた点で、ちょうど今、こういう話がありましたんで、お願ひしたいんですが。今の国内の基準づくりにかかわって、いろいろ先生方が集まってやっているというふう思うんですけども、今の国際的な環境はどの程度考慮しているのか。

例えば、今、中国では100基を超えるとか、韓国でも30基近く建設を予定している、増設を入れてですけども、というふうなこととか、あるいはベトナムですとか、この日本の近辺で、大変な原子力の新設とか増設が図られてきているわけです。そうすると、ご存じのように季節によっては、黄砂は、砂は見えますよね。ところがこの放射能は全然、目に見えないわけですよ。ということになると、国内の原子力発電所を廃炉しても、海外からこういうものが飛んでくると、この辺の対策とかそういうものはどういうふうに考えているのかなと。

それから、大体、年間何基ということで各国は発表しますので、それに対する基準の見直しですね。当然、基準を見直していかないと、日本の国内の人たちは被ばくしてしまうというふうなことも十分考えられるわけです。

だから、つくったから今までのようなですね、何十年も同じ基準で走っているというふうなことではいけないのではないかなと。私も、先ほども佐藤さんがおっしゃったように、30年も、40年も生きてるわけじゃないんですけども、こういう言い方はすべきではないと思っていますので。やはりそういうものを、その都度その都度の時代に合った考え方をさせていただく必要はあるのかなということ、案の段階ですから、一応、一地域住民としてお話をさせていただいたということでございます。

◎新野議長

ほかにはよろしいですか。

はい、武本さん。

◎武本（和）委員

物わかりが悪くてあれなんです、一番基本的なことを聞きたいんですけど、ほかの産業で、あるいは自然災害で、まあ、自然災害というのはわかります、見える見えないはともかく。こうした広範囲の生活を規制するような計画というのは、国にありますか。国民である以上、決めたことに従えというのは、一般的にはそれがルールだろうけれど

も、前提とする原発の存在というのを、一定の範囲に了解をとらないで、こういう勝手なことを決められるんですか。

決められるとしたら、どこにそういう事例がありますか。そんなのではないとは思いますが、例えば石油コンビナートの場合は、周辺の一定範囲について、万が一の時は強制退去を指示するような制度があって、その原子力編だみたいなことを言われればああ、そうかと思うのだけれども、私なんかにしてみれば、だまし討ちに遭って、今こんな計画を強いられているというふうに思えてならないんです。そうでないということを自分なりに納得したいもので、法制度上、どういう枠組みでこういう強制を一定範囲の人にできるんですかということを知りたいと思います。

◎新野議長

そういうのって、あんまり聞いたことないですけど。

◎飯野柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

そうですね、それはちょっと今はお答えできません。

◎武本（和）委員

問題意識は伝わりますか。

◎飯野柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

問題意識はわかります。特例としては、産業の事故ではないんですけれども、例えばテロがあった場合に、国民の安全確保ということなんですけれども、そういった枠組はこれとは別にありますけれども、特に何かを参考にしてやっているということではありませんので、それはちょっと答えになっていないんですけれども。

◎武本（和）委員

それで言いたいのは、例えば柏崎刈羽、これは一定の議論があって、安全が前提だったんだけど、原発いいじゃないかという手続は踏んだ地域。しかし、その周辺の地域は、寝耳に水の話なんです。その地域を強制する根拠が何なのか。あるいは、こういう仕組みでこういうことをやらなければならないという、その入り口の説明がないということが、何か釈然としないんです。そこさえクリアすれば、よりよいものをつくってくださいというふうに私は言いたいと思うんだけど、話の前提が何もないじゃないかという、そういう問題意識ですから、さっきの言いたいことは、実はこういう背景を持って質問したということだけ、補足します。

◎佐藤（正）委員

アメリカの話のついでに、本当は言うべきだったんですが、アメリカの場合には発電所の中に規制官が入っていて、防災対策をとるときには発電所の人たちと一緒にあって、今後の事故の予測進展をやるんだと。やって危ないと思ったら逃げろと言うんだという、そういう考え方だったから。私も今回は5キロ範囲内は即時避難区域、新潟県が言ったんだな、即時避難区域というのは。言ったんだけど、ということは、事故の進展によって例えば交流電源、直流電源の喪失という事態になったら、15条通報だの、緊急事態宣言だのなどということではなくて、この先はもうだめだねといったら、例えば飯野さんが発電所の免震重要棟の中に一緒にいて、これはだめだということになったら、5キロ圏は逃げてくださいということにならないと、結局のところ被ばくするまで待つてから、さあ、どうです、どうぞお逃げくださいみたいな話になるわけですよ、この今

の説明を聞くとね。それでは、即時避難区域でもなきゃ、何というかな、とにかく待っててください。漏れてきたら皆さんに案内しますからみたいな話になってくるといふことに受けとめざるを得ないということなわけです。それはしかしないだろうなというふうな感じがするものですから。

もっと言うてみればここに、例えばEALで設定に考慮するIAEAの例なんていうのを見ると、原子炉の冷却の失敗とか、交流電源、直流電源の喪失とか、いろんなものが挙がっていますよね。そういうものに対応して、ちゃんと対応しますということにしてもらわないことには、さっき言ったように、産業活動で何で私たちがそんな被ばくするまで我慢しなければならぬんだという話になるわけです。

それが何となく納得できませんねという話になるわけで、そのところは、今までの原子力災害特別措置法の、事故は起きませんみたいなことが、やっぱり大幅に特措法そのものを改正してどうするということから出発しないと、やっぱりたてにきをすいだみたいなことになっているんじゃないかなという感じはしますよね。

以上です。今日はもう言いませんから。

◎新野議長

あとはよろしいですか。

○徳永委員

すみません、21時回っちゃったんですが、新潟県のほうにちょっと聞きたいことと要望しておきたいと思いますが。先ほど説明していただいた3月23日の件なんですけれど、会場というところでしょうかね、まあ、県庁、柏崎うんぬん。四つめに、受入市町村の避難施設というふうに書いてあります。

概要は15条事象ですから、私のイメージだと、例えば5キロ圏の人たちを避難するために、30キロ圏内の市町村の避難施設というふうにとられるんですが、具体的には長岡とか新潟とか上越を考えているのかなという、お聞きしたいのが1点。

この訓練そのものは、何といいますかね、やらなければならないので、ギリギリで必死になってやるというようなイメージなんで、まあ机上訓練だと思う。第一歩ですからしようがないと思うんですけど、いずれこれを繰り返して、最終的にはもちろん5キロ圏内の人たちの、いわゆる住民ですね。住民を含めた訓練をぜひやっていただきたいというのが要望です。

以上です。

◎新野議長

じゃあ、県からお答えがいただけるものがあれば。要望で。

○徳永委員

ここで受入市町村避難施設とあるから、私は新潟新光町の何とかという公会堂というのを具体的に頭にあるのかなという、それがちょっと聞きたかった。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

5キロ圏内の方たちにつきましては、実は一部、実働を考えております。本日の時点ではまだ詳細はお話しできるような詰め方にはなっておりませんので、またいずれ詳細が決まりましたら正式にちゃんとお話ししたいと思っておりますけれども、全部実働というふうには考えておりません。

◎新野議長

私たち10年の議論の中で、福島の今、大きな課題が幾つも出てきましたけれど、この中で、10年の中でかかわってきたことは、とてもたくさんあります。何となく答えをいただいたようで、何か納得したようなしないようなところの、やはり納得の弱い部分が今回、福島のことでは随分不具合として出てきているように思っています。

今、武本さんがおっしゃったようなことでもそうなのですが、国民が地域のためにいろんなことを、いろんな方々がしてくださっているわけで、こんなに大きく切りかえていろんなことを今度、変更したり、大改革をされるということですので、やはり国民が変化を納得できるような、評価を含めた、何というんでしょうね、説明の仕方が十分されるかどうかというので、また次の信頼がどういうふう担保されるのかというふうに移っていくのだと思うので。

やられていることはきちんとやっていただきながら、今後は説明責任というところで、どんなふうな説明の仕方をしていくのが国民にとって望まれることであり、必要なのかということ各所の方たちに研究していただいたり、私どものこの会でそういうことも含めて申し述べるようなことになれば、もう少しお互いが近づきあえて、それぞれの方が苦悩している、孤立して苦悩するのではなく、緊張感がありながらも何かしら連携した形で住民、国民のために、私たちの発言もつながっていくのかなというふうに思います。

ですので、何か単発の議論だけで終わらずに、何でこんなふうな大きな改革をするんだというところの説明がなかなか国からも、どこからも、きちんとした表明として私どもにあまり伝わってきませんね。きっと、それぞれはお伝えしているというふうに思われているんでしょうけれど、受け取る側の末端の住民になると、何かどこからもいただいたような、いただかなかったようなという、はっきりした認識がないので、今後はやはり、どこかの表明というのがきちんと末端まで本当に伝わったんだろうかというような、フィードバックするような検証がぜひされることを、あらを正して望むというところだと思うんですけどもね。

そうすると、こういう議論が生きてきたのか、生きていかなかったのかということ私どもも身をもって感じることがありますので、ぜひ、そういうようなことは新たな視点として取り組んでいただければ、今までの流れの中でも多分、組み込めるお仕事だと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

来月、情報共有会議がありますので、また今日の議論を踏まえて、運営委員で、それぞれのオブザーバーの方にそれらしい、私どもらしい質問を投げかけて、またいいお答えをいただきながら、いいキャッチボールができればいいなと思っていますので、今日の議論は次に行かさせていただきたいと思います。

雪が積もったのかどうかわかりませんが、足元お気をつけて、また来月お会いできることを、よろしく願いいたします。また遅くまでありがとうございました。

◎事務局

長時間にわたり、ありがとうございました。

次回の定例会につきましては、2月6日水曜日になります。午後3時から柏崎市産業文化会館大ホールで、情報共有会議での開催になります。よろしく願いいたします。

出欠等の案内につきましては、また後日、改めてさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

運営委員さんには1月23日水曜日になります。午後6時半から運営委員会を開催いたしますので、お集まり願います。

外のほう、相当雪が降っていますので、交通事故等にお気をつけて帰られていただきたいと思います。

以上で第115回定例会を終了いたします。大変お疲れさまでございました。